5　第一項及び第二項の申請書並びに前項の添付書類には、それぞれその写し二通を添えるものとする。

［6・7　略］

8　総務大臣又は総合通信局長は、第一項の申請があつた場合において、法第二十条第六項において準用する法第七条に適合していると認めるときは、申請者に対し承継を許可する旨を通知する。

9　［略］

第二十条の三の二　法第二十条第三項、第四項後段（特定地上基幹放送局の免許人が当該基幹放送局を譲渡し、譲受人が当該基幹放送局を譲渡人の地上基幹放送の業務の用に供する業務を行おうとする場合に係る部分に限る。以下この条において同じ。）又は第五項後段（地上基幹放送の業務を行う認定基幹放送事業者が当該地上基幹放送の業務の用に供する基幹放送局を譲り受ける部分に限る。以下この条において同じ。）（法第二十条第十項において準用する場合を含む。第七項において同じ。）の規定により無線局の免許人の地位の承継（承継したものとみなされる場合を含む。以下この条において同じ。）をしようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を総務大臣又は総合通信局長に提出して行うものとする。

［一～四　略］

五　承継に係る無線局の識別信号（包括免許に係る特定無線局を除く。）、種別、免許の番号又は予備免許通知書の番号及び免許の有効期間

［2　略］

3　前二項の申請書の様式は、別表第五号のとおりとする。

［4～7　略］

8　総務大臣又は総合通信局長は、第一項の申請があつた場合において、法第二十条第六項において準用する法第七条に適合していると認めるときは、申請者に対し承継を許可する旨を通知する。

第二十条の三の三　法第二十条第四項後段（特定地上基幹放送局の免許人が地上基幹放送の業務を譲渡し、その譲渡人が当該基幹放送局を譲受人の地上基幹放送の業務の用に供する業務を行おうとする場合に係る部分に限る。以下この条において同じ。）又は法第二十条第五項前段（他の地上基幹放送の業務の用に供する基幹放送局の免許人が当該地上基幹放送の業務を行う事業を譲り受ける場合に係る部分に限る。以下この条において同じ。）（法第二十条第十項において準用する場合を含む。第六項において同じ。）の規定により、総務大臣の許可を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を総務大臣又は総合通信局長に提出して行うものとする。

［一・二　略］

三　承継に係る無線局の識別信号、種別、免許の番号又は予備免許通知書の番号及び免許の有効期間

［四～六　略］

2　前項の申請書の様式は、別表第五号のとおりとする。

［3～6　略］

7　総務大臣又は総合通信局長は、第一項の申請があつた場合において、法第二十条第六項において準用する法第七条に適合していると認めるときは、申請者に対し承継を許可する旨を通知する。

5　第一項及び第二項の申請書並びに前項の添附書類には、それぞれその写し二通を添えるものとする。

［6・7　同上］

［新設］

8　［同上］

第二十条の三の二　［同上］

［一～四　同上］

五　承継に係る無線局の識別信号（パーソナル無線及び包括免許に係る特定無線局を除く。）、種別、免許番号又は予備免許の番号及び免許の有効期間

［2　同上］

3　前二項の申請書の様式は、別表第四号で定める。

［4～7　同上］

［新設］

第二十条の三の三　［同上］

［一・二　同上］

三　承継に係る無線局の識別信号、種別、免許番号又は予備免許の番号及び免許の有効期間

［四～六　同上］

2　前項の申請書の様式は、別表第四号の二で定める。

［3～6　同上］

［新設］